○国土交通省令第二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（水先法施行規則の一部改正）

第一条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の二の二」を「第二十三条の二の六」に改める。

第二十三条の二の二を第二十三条の二の四とし、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第二十三条の二の五　法第四十七条第三項の規定による公衆の閲覧は、水先人のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第二十三条の二の六　法第四十七条第三項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　水先人が常時使用する従業員の数が五人以下である場合

二　水先人が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第二十三条の二の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第二十三条の二の二　法第四十六条第六項の規定による公衆の閲覧は、水先人のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第二十三条の二の三　法第四十六条第六項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　水先人が常時使用する従業員の数が五人以下である場合

二　水先人が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第二十六条中「第二十三条の二の二第一項」を「第二十三条の二の四第一項」に改める。

（海事代理士法施行規則の一部改正）

第二条　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三章中第十六条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十六条の二　法第二十二条第一項の規定による公衆の閲覧は、海事代理士のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十六条の三　法第二十二条第一項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　海事代理士が常時使用する従業員の数が五人以下である場合

二　海事代理士が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第三条　自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第四条の二　法第二十七条第三項の規定による公衆の閲覧は、交付代行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第四条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五を第十一条の七とし、第十一条の二から第十一条の四までを二条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十一条の二　法第八条第四項の規定による公衆の閲覧は、内航運送をする内航海運業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十一条の三　法第八条第四項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　内航運送をする内航海運業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　内航運送をする内航海運業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（航空法施行規則の一部改正）

第五条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の見出し中「告示」を「告示等」に改め、同条第一項中「告示し、及び」を「告示し及び公衆の閲覧に供し並びに」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第第三十八条第三項の規定による公衆の閲覧は、国土交通省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第八十一条の十五の次に次の一条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第八十一条の十六　法第四十条（法第四十三条第二項、法第五十五条の二第三項及び法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、国土交通省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第八十七条の見出し中「告示」を「告示等」に改め、同条第一項中「告示し、及び」を「告示し及び公衆の閲覧に供し並びに」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十三条第二項において準用する法第三十八条第三項の規定による公衆の閲覧は、国土交通省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第九十六条の三の見出し中「告示」を「告示等」に改め、同条中「告示し、及び」を「告示し及び公衆の閲覧に供し並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五十六条の二第二項において準用する法第三十八条第三項の規定による公衆の閲覧は、国土交通省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第二百七条の次に次の一条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第二百十八条の二　法第百七条の規定による公衆の閲覧は、本邦航空運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧の方法）

第六条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の二条を加える。

（電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告の方法）

第十九条の二　法第七十七条第五項（法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告は、施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。